

市第154号議案

令和6年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）

令和6年度横浜市のみどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和7年2月7日提出

横浜市長 山中竹春

提案理由

緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り事業等の繰越明許費を設定したいので提案する。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 みどり保全創造事業費	1 みどり保全創造事業費	緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り事業	千円 468,000
1 みどり保全創造事業費	1 みどり保全創造事業費	農とふれあう場づくり事業	388,000
1 みどり保全創造事業費	1 みどり保全創造事業費	まちなかでの緑の創出・育成事業	156,000
1 みどり保全創造事業費	2 みどり保全事業費	緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り事業	302,000
設 定 額 合 計			1,314,000